

平和と平和共存、反独占民主主義
平和・民主・労働運動統一のために
大衆的青年同盟建設のために

青年の旗

第99号
編集 労働青年同盟(仮称)結成準備会
発行 青年の旗社
振替 東京6-40103 大阪37542 名古屋4650
一部200円、定期購読 年間三千円(送料込み)

平和と平和共存、反独占民主主義
平和・民主・労働運動統一のために
大衆的青年同盟建設のために

主張

85春闘の結果と

四月第二週のヤマ場を越えて、八五春闘は、おおよそその大勢を決した。

「八五春闘連絡会」の成立と同時に出されってきた「生活実感に基づく要求づくり」にはじまり、攻めの春闘「有利な条件」のかけ声にもかかわらず、労働者が生活改善に足る賃上げ結果とは、残念ながら言えない。七年以降の物価上昇率に対して労働者の実質可処分所得が追いつけない状況がここ十年づいでいる。これは同時に「十連敗」の春闘の結果でもある。更にこの間、労働者意識に表われ、かつ、さかんにキヤンペーンされていた「中流意識」も事実減少してきている。

もはや、意識ではいかんともしがたい「生活実感」が労働者をおおつていているのである。まさにこの意味でいくつかの変化があつたことである。

賃金要求では、内需拡大論に大枠ではしばられながらもいわゆる「物価上昇分十分」という論理から「経済成長に立ち遅れた生活の改善」という論理へと変わつることである。

春闘白書においては「賃金を従属変数から独立変数に変えていく」とされた。これは、JCの経済整合性論への批判である。

同時に、産別自決が含めて強調されていること見られる要求決定の自決性の強調=締めつけ的要素の緩和がある。これは、これまでの低い要求基準が大衆的に批判されはじめていることを示している。それは、同盟が「今後十年間に実質可処分所得を五割アップする」と賃金白書の中でのべていることにもあらわれている。

また、個別賃金要求、年令別最低保障賃金目標を設定したことは評価される。十八才初任給基準を含め、二五才、三五才、四五才の四つのポイント要求を設定

減税要求はいつのまにか表舞台から退き、時短も現

場での闘いはなく、三大連休へと収束される中で姿を消していった。これら「制度政策要求」は、結局のところ議会主義の枠の中に葬りされた。

賃上げについては、マスコミの予想通り「5%」た

うした意味で敗北したと言わざるを得ない。

しかし、一方で私鉄は、最後までストライキ体制を

崩さず闘うこと、これまでの低水準を克服し、JC

であるのは誰の目にも明らかである。八五春闘は、こ

うしたことばで敗北したと言わざるを得ない。

ただし、この敗北状況の中で平均ベア方式への疑問が表面化していることは見ておく必要がある。鉄鋼の標

要実現に向けて最大限の闘いを展開する。要求に充たない時はストライキ行使するという不退転の闘

いを開く。当たり前のことではあるが、この労働

福祉・補助金削減反対!



四月五日に、今年度政府予算が成立、四月には衆院政治倫理協議会で政治理倫理審査会の設置を与野党が合意(共産党を除く)し、終盤を迎えていた第百一通常国会は会期最終日の一九日を待たずに六日、五七日

括削減法案・児童扶養手当

派遣事業法・労働諸法改悪反対!

間の大幅な会期延長を決定

改悪法案・労働者派遣事業

いた。

また、補助金一括削減法

案は、八四二〇億円(政令

分も含めて九四七九億円)

が目白押してある。大幅な

会期延長の下に、こうした

反動諸法案の成立を意図す

る。今国会では、この年金改悪にとどまらず、男女雇用機会均等法案、補助金一括削減法案・児童扶養手当

を早急に強化しなければ

ならない。

昨年の健保改悪に続く国民年金等の改悪は、年金統合の名の下に基礎年金の導入を柱としているが、その実態は、①年金給付の二割以上に切り下げる②保険料の二~三倍増③支給開始年齢の延長、そして国庫負担の大幅削減といった戦後の社会保障制度の成果を真っ向から否定するものになって

いる。

昨年の健保改悪に続く国民年金等の改悪は、年金統合の名の下に基礎年金の導入を柱としているが、その実態は、①年金給付の二割以上に切り下げる②保険料の二~三倍増③支給開始年齢の延長、そして国庫負担の大幅削減といった戦後の社会保障制度の成果を真っ向から否定するものになって

いる。

一方、前国会で自民党の改悪案は、社会党を通じて、改悪案は、社会党を中心とした自民党に対する闘争を始めた。一方で、政府の改悪案は、社会党を中心とした自民党に対する闘争を始めた。一方で、政府の改悪案は、社会党を中心とした自民党に対する闘争を始めた。

一方で、政府の改悪案は、社会党を中心とした自民党に対する闘争を始めた。

一方で、政府の改悪案は、社会党を中心とした自民党に対する闘争を始めた。

一方で、政府の改悪案は、社会党を中心とした自民党に対する闘争を始めた。

一方で、政府の改悪案は、社会党を中心とした自民党に対する闘争を始めた。

一方で、政府の改悪案は、社会党を中心とした自民党に対する闘争を始めた。

一方で、政府の改悪案は、社会党を中心とした自民党に対する闘争を始めた。

一方で、政府の改悪案は、社会党を中心とした自民党に対する闘争を始めた。

改悪案は、社会党を中心とした自民党に対する闘争を始めた。

改悪案は、社会

59年度企業別契約高順位

(単位:億円)

| 区分 順位 | 契約相手方 | 金額 | 主要調達品 |
|----------|------------|-------|--------------|
| 1(1) | 三菱重工 | 2,359 | F15戦闘機(機体) |
| 2(3) | 川崎重工 | 1,027 | P3C対潜哨戒機(機体) |
| 3(4) | 石川島芝浦電機 | 933 | F15戦闘機(エンジン) |
| 4(5) | 三東日立電機 | 923 | ホーク・ミサイル |
| 5(6) | 日本友立 | 606 | 短SAM |
| 6(2) | 住友重機 | 432 | 通信機器 |
| 7(7) | 伊藤忠アビエーション | 236 | 155ミリりゅう弾砲 |
| 8(41) | 日立造船 | 221 | 護衛艦 |
| 9(13) | 日立造船 | 205 | 補給船 |
| 10(58) | 菱重工 | 195 | F15地上整備機器 |

(注)1. 順位のカッコ内は前年度

防衛庁は、四月六日に、
五九年度中に発注した戦車、
護衛艦など各種兵器と装備
の実績概況を発表した。

数が、八九二九件で、総額
一兆千四十億円と巨額なも
のになっている。前年度に
比べて六八億円の微減。こ
れは、前年度約一千億円に
も昇った新自動警戒管制組
合機、護衛艦などの契約件

織(新バッジシステム)な
どの大口発注が終了したた
めである。

新規の契約品目は、改良

ホーク、CH四七輸送ヘリコ

ターシステムなどとなつて
いる。

企業別の契約高をみると、

一機百億円近いF15戦闘機

潜水艦、戦車などを受注し
た三菱重工が、発注総額の

五分の一強を占めたトップ。

金額にすると三三五九億円

となり、二十年連続トップ

を占めている。次いでP3

C対潜哨戒機の川崎重工、

航空機用エンジンの石川島

播磨重工業、地対空誘導弾

ホークの生産する三菱電機

の順となっている。

上位十社では、新バッジ

を受注して前年度に二位だ

った日本電機が、六位に後

退しこれに対してもF15の

軍事産業にまわされている

ある。

この一兆円にものぼる調

達の資金は、言うまでもな

く国民の税金である。

国民や労働者が支払う税

金が、国民に還元されるの

ではなく、かえって危険な

問題として要請しているので

ある。

中曾根内閣は原則

D1を、中曾根内閣は原則

的には支持の立場をとつて

おり、新たな軍拡政策をス

トートせんとしている。

情勢は、SDIを阻止し、

労働組合連合(LLO)と雇

用者協会との協議で二年に

こか、更に労働者の賃上げ

を抑え込まんとしたのであ

る。

デンマークの賃上げは、

年一回上げ幅を決定するとい

う形が一八九九年以來ど

保護抜き機会均等法糾弾!

「均等法」は五月中旬にも成立されようとしている。この法案が通過することによって、政府・独占にとって危機乗り切りの切り札としての、婦人労働者の積極的活用、低賃金の基幹労働力として送り出す、大きな土台を克ち得ることを意味する。

これまで以上の長時間労働者にとって、まさに歴史的な正念場の状況になつていて。

これまで、政府は「均等法」は「条約」批准の条件を満たしている、しかも、出産にかかるもの以外の保護は、とりはらうべきが

「均等法」は「条約」批准の精神だと、明らかにしている。

これまで、政府は「均等法」は「条約」批准の条件を満たしている、しかも、出産にかかるもの以外の保護は、とりはらうべきが

「均等法」は「条約」批准の精神だと、明らかにしている。

これまで、政府は「均等法」は「条約」批准の条件を満たしている、しかも、出産にかかるもの以外の保護は、とりはらうべきが

「均等法」は「条約」批准の精神だと、明らかにしている。

これまで、政府は「均等法」は「条約」批准の条件を満たしている、しかも、出産にかかるもの以外の保護は、とりはらうべきが

「均等法」は「条約」批准の精神だと、明らかにしている。

これまで、政府は「均等法」は「条約」批准の条件を満たしている、しかも、出産にかかるもの以外の保護は、とりはらうべきが

「均等法」は「条約」批准の条件を満たしている、しかも、出産にかかるもの以外の保護は、とりはらうべきが

差別撤廃条約完全批准を!

人権の尊重を根本精神にふまえ、男女平等の実現は、社会の進歩、発展にとって必要なことだということを明確にしている。加えて、O「婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画」や、I「保護立法の検討」の方向は「科学的、技術的知識に照らして再検討し、修正、撤廃、もしくは必要があればすべての労働者へ適用拡大すべきである」というもので、子どもの養育は、男女と社会全体の共同責任であることを明記している点において、まさに歴史的な正念場の状況になつていて。

これまで、政府は「均等法」は「条約」批准の条件を満たしている、しかも、出産にかかるもの以外の保護は、とりはらうべきが

「均等法」は「条約」批准の精神だと、明らかにしている。

これまで、政府は「均等法」は「条約」批准の条件を満たしている、しかも、出産にかかるもの以外の保護は、とりはらうべきが

「均等法」は「条約」批准の精神だと、明らかにしている。

これまで、政府は「均等法」は「条約」批准の条件を満たしている、しかも、出産にかかるもの以外の保護は、とりはらうべきが

「均等法」は「条約」批准の精神だと、明らかにしている。

これまで、政府は「均等法」は「条約」批准の条件を満たしている、しかも、出産にかかるもの以外の保護は、とりはらうべきが

「均等法」は「条約」批准の条件を満たしている、しかも、出産にかかるもの以外の保護は、とりはらうべきが

「均等法」は「条約」批准の条件を満たしている、しかも、出産にかかるもの以外の保護は、とりはらうべきが

興信所条例を全国へ

部落解放基本法を展望して

去る3月20日、「部落差別事象に係る調査等の規制に関する条例」(以下興信所条例と略す)が閣議決定され、大阪府議会で可決・成立した。

興信所や探偵社を対象に部落差別につながる身元調査を禁止する全国で初めての条例であり、違反者には

刑法による罰則を科すとの内容で、共産党を除く賛成多数で可決・成立した。

大阪府議団に同条例は連を中心には、人権擁護の市民団体、宗教者、労働組合が開催される。

そこで、各団体が反対するよう指示したが、大阪府では、ナショナルにおいて「世間婦人会議が開催される。

一九八〇年は、婦人の十年の最終年を迎える。そこでは、ナショナルにおいて「世界婦人会議が開催される。世紀へ向けての今後の戦略が検討される。

これまで、政府は「均等法」は「条約」批准の条件を満たしている、しかも、出産にかかるもの以外の保護は、とりはらうべきが

「均等法」は「条約」批准の精神だと、明らかにしている。

これまで、政府は「均等法」は「条約」批准の条件を満たしている、しかも、出産にかかるもの以外の保護は、とりはらうべきが

「均等法」は「条約」批准の条件を満たしている、しかも、出産にかかるもの以外の保護は、とりはらうべきが

二 「社会・哲学研究の最重要の方法論的アスペクト」に対する批判

1 共同論文に対する肯定的評価

ケルレ、コワリソン両氏の先に見た論文に対する多数の賛否両論が、同じ「哲学の諸問題」誌(一九八一年、第二二号以下、②と略す)に掲載された。そこでこの批判的立場の代表として、「一般社会理論の方法論的アスペクトの特徴づけについて」と題する、ア・ヴェ・マルグリス氏の論文を取り上げて、紹介しよう。

マルグリス氏は根本的ともいえる批評をする一方、一定の肯定的評価も与えている。その第一点は、共同論文が、

ゆるぎのないものへ前進している。日本においても、婦人労働者の多様な要求と運動の

前進にとって、理念的理論的根拠が、「世界行動計画」や、「差別撤廃条約の完全批准を克ちとろう。

史的唯物論の体系化について

高原一彦

いて存在し、思惟はそれに従う。しか

し、この法則は個人の意志や意識から独立する。①の二三頁の類比に対し、マルグリス氏は、「だが、法則は思惟活動そのものには依存し、それは当該の活動の法則なのである」(②の七八頁)と反駁する。

会学理論の方法論的アスペクトの特徴づけについて」と題する、ア・ヴェ・マルグリス氏の論文を取り上げて、紹介しよう。

マルグリス氏は根本的ともいえる批評をする一方、一定の肯定的評価も与えている。その第一点は、共同論文が、

ゆるぎのないものへ前進している。

日本においても、婦人労働者の多様な要求と運動の

経済労働研究

第一集(1500円)

サービス労働・非物質的労働・非物質的商品

【討論・執筆者】赤堀邦雄・石倉一郎・内野壯児・毛利明子・渡辺多恵子

第二集(1500円)

家事労働と賃労働

◇家事労働と労働力の価値

【執筆者】石倉一郎・竹中惠美子・毛利明子・渡辺多恵子

◇家事労働の社会化

【執筆者】赤堀邦雄・石倉一郎・長田浩

◇マルクス・レーニン主義政治経済学体系における主婦労働と賃労働

【執筆者】渡辺多恵子

第三集(1400円)

現体の労働の諸問題

【執筆者】赤堀邦雄・石倉一郎・長田浩・川口正義・鳥居廣

第四集(1400円)

女性解放における平和・民主主義達成と社会主義的任務

【執筆者】渡辺多恵子

編集発行 経済労働研究会

〒160 東京都新宿区荒木町5

電話 03-353-8665

振替 東京2-82726

銀行振込 051 4675759

※書店扱いはいたしません。直接お申込み下さい。

いて存在し、思惟はそれに従う。しか

し、この法則は個人の意志や意識から独立する。①の二三頁の類比に対し、マルグリス氏は、「だが、法則は思惟活動そのものには依存し、それは当該の活動の法則なのである」(②の七八頁)と反駁する。

会学理論の方法論的アスペクトの特徴づけについて」と題する、ア・ヴェ・マルグリス氏の論文を取り上げて、紹介しよう。

マルグリス氏は根本的ともいえる批評をする一方、一定の肯定的評価も与えている。その第一点は、共同論文が、

ゆるぎのないものへ前進している。

日本においても、婦人労働者の多様な要求と運動の

ゆるぎのないものへ前進している。

日本においても、婦人労働